奈良県簡易専用水道事務取扱方針

昭和62年4月(令和2年4月改正)

奈良県水循環・森林・景観環境部水資源調整課

奈良県簡易専用水道事務取扱方針

第1 趣旨

この方針は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)、同法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)及び同法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)に定めるもののほか、簡易専用水道に係る指導方針、事務処理要領等必要な事項を定めるものである。ただし、国の設置する施設については、この方針の適用を受けないものとし、奈良県内の市、斑鳩町、三宅町、曽爾村及び御杖村の区域の施設については、第 4 の規定を除き、この方針の適用を受けないものとする。

第2 簡易専用水道の届出

簡易専用水道の設置者(2人以上の者が共同して当該簡易専用水道を設置している場合はその代表者、又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者がある場合は当該権限を有する者。以下「設置者」という。)は、簡易専用水道を設置し給水を開始しようとするときは、あらかじめ第1号様式により管轄する保健所長に届け出るものとする。

- 2 設置者は、前項の届出事項に変更があったときは、速やかに第2号様式により管轄 する保健所長に届け出るものとする。
- 3 設置者は、当該簡易専用水道の廃止により、簡易専用水道に該当しなくなったとき は、速やかに第3号様式により管轄する保健所長に届け出るものとする。

第3 簡易専用水道施設台帳の作成

保健所長は、第2第1項又は第2項により届出があったときは、現地を確認のうえ 第4号様式により、簡易専用水道施設台帳を作成するものとする。

第4 定期検査の実施

法第 34 条の2第2項の規定により、設置者は、1年以内ごとに1回、保健所又は厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)による検査を受けなければならない。

- 2 設置者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律 20 号。 以下「ビル管理法」という。)の適用施設にあっては保健所長又は登録検査機関の長に、 ビル管理法適用外施設(以下「一般施設」という。)にあっては登録検査機関の長に、施 設の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類及び検査手数料を添え て、第5号様式により検査を依頼するものとする。
- 3 法第 34 条の3の規定により、登録検査機関の長は、設置者から検査依頼があったときは、遅滞なく検査を担当する者(昭和53年環水第64号水道環境部長通知に適合

する者。以下「検査員」という。)を当該簡易専用水道の設置場所に派遣し、関係法令に基づき、第6号様式により衛生状態の検査を行うとともに、検査の結果、判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講じるよう助言するものとする。ただし、特に衛生上問題があるとして次のいずれかに該当すると認められた場合には、設置者に対し、速やかに対策を講じるよう助言を行うことのほか、直ちに保健所長にその旨を報告するよう助言するものとする。

- (1) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
- (2) 水槽内に動物等の死骸がある場合
- (3) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
- (4) 水槽の上部が清潔に保たれない、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
- (5) マンホール、通気管等が著しく破損する、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
- (6) その他検査員が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合
- 4 検査員は、第7号様式による身分証を常に携帯し、設置者から請求があったときは、 これを提示しなければならない。
- 5 保健所長又は登録検査機関の長は、検査を終了したときは、速やかに設置者に対し、 第8号様式の検査済証を交付するものとする。

第5 立入検査

保健所長は、次のいずれかに該当する場合は、設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は立入検査を行うものとする。

- (1) 第4第3項により設置者から報告があった場合
- (2) 登録検査機関の長から検査済証の写しを受理し、明白な水質汚染又はそのおそれがあると認められる「不良」と判断される事項があった場合
- (3) 設置者又は当該簡易専用水道の利用者から、相談又は苦情等の連絡があった場合
- (4) その他特に必要と認める場合
- 2 保健所長は、立入検査を行うときは、必要に応じ水道事業者に立会いその他の協力 を要請するものとする。
- 3 保健所長は、立入検査の結果、管理基準に適合していないと認めるときは、原則と して設置者に第9号様式により維持管理指導票を交付し、その改善を指導するものと する。
- 4 保健所長は、前項の指導票を交付したときは、必要に応じ、再度立入検査を行い指導事項の改善状況を把握するものとする。

第6 帳簿の備付け

設置者は、次に掲げる帳簿書類を備え、保存しておくものとする。

(1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面

- (2) 受水槽その他水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- (3) 水槽の掃除の記録
- (4) 水槽の点検の記録、給水栓における水質検査の記録等の管理についての記録
- 2 前項(1)及び(2)の図面については永年保存するものとし、その他については3年間 保存するものとする。
- 3 登録検査機関の長は、検査に関する記録を整備し、これを3年間保存するものとする。
- 4 保健所長は、立入検査等に関する記録を整備し、これを5年間保存するものとする。

第7報告

設置者は、次の(1)及び(2)に該当する場合は、第 10 号様式により、(3)に該当する場合は、第 11 号様式により、速やかに管轄する保健所長に報告するものとする。

- (1) 供給する水に異常を認め、水質に関する事故が発生した場合
- (2) 給水停止の措置をとった場合
- (3) 維持管理指導票を受理し、その対応措置が完了した場合
- 2 登録検査機関の長は、定期検査の毎月の実施状況を第 12 号様式により、遅滞なく 管轄する保健所長に報告するものとする。
- 3 保健所長は、管轄区域の簡易専用水道の現況を第 13 号様式により、必要に応じて 地域振興部長に報告するものとする。

第8 町村の協力

町村長は、簡易専用水道の設置状況を把握するとともに、新たに受水槽を設置する者から新規給水申込みがあったときは、第 14 号様式により管轄する保健所長に報告するものとする。

2 町村長は、前項の報告のうち、簡易専用水道に該当する場合にあっては、その都度 管轄する保健所との協議により、第2に規定する届出について指導するものとする。

附則

この方針は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この方針は、平成16年3月31日から施行する。

附則

この方針は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成24年11月1日から施行する。

附則

この方針は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。